

第2号議案 知事の専決処分に対する意見について

平川教育長： それでは、第2号議案、知事の専決処分に対する意見について、大内総務課長説明をお願いいたします。

大内総務課長： 第2号議案について御説明いたします。

知事が、地方自治法第180条の規定により専決処分をしようとする教育委員会関係の事案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして御提案するものでございます。

専決処分の内容は、車両損傷事故により発生しました損害賠償の額を定めるものが1点でございます。

2ページを御覧ください。これは、平成30年5月14日に、尾道市立高須小学校北側駐車場内におきまして、用務の事前打ち合わせのために公用車を後進させた際、歩行者を避けようとしてハンドルを切ったところ、後方不注意により、既に駐車していた相手方車両に接触し、車両左前方バンパー等を損傷させたものでございます。

この車両損傷事故にかかる損害額は、修理に要する費用10万224円でございます。相手方に過失はないことから、全額を損害賠償額として決定し、相手方と示談交渉を行うものでございます。

説明は以上でございます。

関係課が確認し、内容に問題がないことから、同意することが適当であると考えております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： 確認なのですが、県の職員が小学校へ訪問して、そこで用務をして帰ろうとしたときに事故をしたということですか。

大内総務課長： 公務で出張して、駐車場に停めようとしたときに、停めてあった車にぶつけたということです。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： ないようでしたら、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。